





平成18年 4 月14日 (金) 第 1,768 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

目次

告 示	
生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課) 1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者福祉課) 2
換地処分	(農村整備課) 2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	(経営支援課) 2
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
道路の供用開始	(") 3
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課) 3
基本測量の終了	(用地対策課) 4
基本測量の実施	(") 4
都市計画決定の図書の縦覧	(都市計画課) 5
正誤	
平成18年 3 月17日付け島根県報第1,760号中	(道路維持課) 5
平成18年 3 月24日付け島根県報第1,762号中	(保健体育課) 5

島根県告示第500号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年4月14日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居 宅介護支援事業者			字饰才又東對	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・ 居宅介護支援事業所				指定	
名	称	主たる事務所 の所在地	実施する事業	名	称	所	在	地	年月日
株式会社	しんわ	八束郡東出雲町大字 下意東761番地 1	居宅介護支援 事業	しんわ居宅 事業所	尼介護支援	八束郡]		野大字 地 1	平成18年 3月10日
有限会社	コナン	松江市宍道町白石 1408番地 7	居宅介護支援 事業	居宅介護さ	支援事業	松江市: 204番地		丁上来待	平成18年 3月17日
有限会社	コナン	松江市宍道町白石 1408番地7	通所介護	認知症高サービス		松江市: 204 - 4		 丁上来待	平成18年 3月17日

有限会社 メディックス古沢	松江市上乃木六丁目 認知症対所		グループホーム 野	松江市大庭町1311 -	平成18年	
	11番48号 共同生活が		の花	1	3月30日	
森島建設株式会社	飯石郡飯南町下赤名 473番地 1	通所介護	デイサービスセン ター まごのて	飯石郡飯南町下赤名 116番地 1	平成18年 3月27日	
有限会社 サン・リンク	松江市竹矢町1079番	認知症対応型	グループホーム 陽	松江市馬潟町104番	平成18年	
	地 3	共同生活介護	恵苑	地1	3月25日	

島根県告示第501号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年4月14日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定年月日
社会福祉法人 おおつか福祉会	平田西デイサービスセンター居 宅介護支援事業所	出雲市国富町57番地 1	平成18年 3 月31日
医療法人 エスポアール出雲ク リニック	指定居宅介護支援事業所 エスポアール	出雲市小山町361番地 2	平成18年 4月1日

島根県告示第502号

土地改良法 (昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、奥出雲町長から大谷地区における換地処分を平成18年3月28日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年4月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第503号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成18年4月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

岩多屋家具センター 島根県浜田市黒川町137-1

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所 株式会社 岩多屋 代表取締役 岩谷百合雄 島根県浜田市浅井町87番地 2
- (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 1,459.40平方メートル
- (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 廃止した年月日

平成17年9月30日

2 届出年月日

平成18年4月3日

島根県告示第504号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年4月14日

島根県知事 澄 田 信 義

\ * [W 75 -			道	路の区		区域	<u> </u>	管轄する地	
道路の 路線名 種類	X	間		変更前 後の別	敷地の幅員	延長	方機関の名 称	備考		
ı	冶	出雲市知井宮町は、出雲市知井宮町は、出雲インは、1750年11世に				前	メートル 34.00~ 60.00	メートル 235.00	出雲県土整	道路改良工事
県 道 ター線	1756番1地先から同字 1723番1地先まで		後	37.00 ~ 68.00	235.00	備事務所	拡幅			
			邑智郡邑南町日和2123 日本出土49 番地生から日2123年3			前	4.00 ~ 8.00	126.00	県央県土整	河川整備工事
# 日貫川本線	日貫川本線 番地先から同2108番 2 地先まで		後	8.00 ~ 18.00	126.00	備事務所	拡幅			

島根県告示第505号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年4月14日

島根県知事 澄 田 信 義

道距種	格の 類	路線名	供用開始の区間	延	長	供用開始 年 月 日	管轄する地 方機関の名 称	備	考
県	道	日貫川本線	邑智郡邑南町日和2123番地先から同2108 番2地先まで		- トル 26.00	平成18年 4月14日	県央県土整 備事務所		

公	告
公	告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年4月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年3月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 こころの森

3 代表者の氏名

中林 一也

4 主たる事務所の所在地

出雲市知井宮町1239番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障がい者に対して、当事者による当事者のための支援活動に関する事業を行い、精神障がい者保健 福祉の向上と心豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎1階)

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は県民センター、ただし、県民センターに置かれる事務 所の管轄区域内については、当該事務所

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第 2 項の規定に基づき、次の基本測量は、平成18年 3 月24日に終了した旨国土 交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成18年4月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

基本測量(1:25,000地形図修正測量)

2 作業期間

平成17年4月5日から平成18年3月24日まで

3 作業地域

県内全域

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成18年4月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

基本測量(1:25,000地形図修正測量)

2 作業期間

亚出19年	1	月20日から平成19年3月23日	キ で
* /// 10 //	4	H 40日から半放19年 5 月 45日	まじ

3 作業地域

県内全域

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年4月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

出雲都市計画地区計画

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

正誤

平成18年3月17日付け島根県報第1,760号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
25	島根県告示第261号 の表中	同町302番1地先まで	神西沖町302番1地先まで

平成18年3月24日付け島根県報第1,762号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
11	島根県教育委員会規 則第2号の別表第1 中	施設使用領	施設使用料
12	島根県教育委員会規 則第3号の別表第1 中	施設使用領	施設使用料
13	島根県教育委員会規 則第4号の別表第1 中	施設使用領	施設使用料

	(6)	第 1,768 号	島	根	県	報	平成18年4月14日	
ĺ								